

共済時報No.537（令和2年2月27日発行）
 横浜市職員共済組合 医療福祉課医療給付係
 電話 671-3402 FAX641-0915
<http://www.yokohama-kyosai.or.jp/>

再任用職員や、退職される方の健康保険について

再任用職員の方や、令和2年3月31日付で退職される職員の方は、4月1日以降の状況によって加入する健康保険が変わる場合があります。それぞれ手続方法が異なりますので、ご確認をお願いします。

1 再任用職員、会計年度任用職員について

	勤務時間	健康保険
フルタイム再任用職員	週5日 38時間45分 (7時間45分×5日)	横浜市職員共済組合
短時間勤務再任用職員	週5日勤務：週31時間15分 (6時間15分×5日)	全国健康保険協会 (協会けんぽ)
	週4日勤務：週31時間 (7時間45分×4日)	
会計年度任用職員	勤務形態により異なります。 お勤め先へご確認ください。	全国健康保険協会 (協会けんぽ)

現在、フルタイム再任用職員として勤務されている方

現在、フルタイム再任用職員として勤務されている方で、令和2年4月から短時間勤務の再任用職員、もしくは会計年度任用職員になる方は、横浜市職員共済組合の資格を喪失し、全国健康保険協会（協会けんぽ）の被保険者となります。共済組合の組合員証及び被扶養者証の返却をお願いします。

4月からの状況	現在の組合員証 ・被扶養者証	4月1日からの健康保険
引き続き、フルタイム再任用職員として勤務する方	返却不要	そのまま使用してください。
短時間勤務再任用職員になる方 会計年度任用職員になる方	返 却	全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入します。
退職	返 却	共済組合の任意継続や、国民健康保険等に加入します。

2 退職後、フルタイム再任用職員にはならない方について

退職後にフルタイム再任用職員にならない方は、現在、お手元にある組合員証及び被扶養者証（保険証）は、退職日の翌日から使うことができなくなります。

各所属の指定する期日までに、必ず証を返却してください。

3月末で退職し、フルタイム再任用職員になる方は、引き続き 共済組合の組合員です。共済組合の組合員証（保険証）をそのまま使っていただきます。返却の必要はありません。

4月からの状況		現在の組合員証 ・被扶養者証	4月1日からの 健康保険
再就職 する	フルタイム再任用職員	返却不要	そのまま使用してください。
	本市の短時間勤務再任用職員、 会計年度任用職員	返 却	全国健康保険協会（協会けんぽ） に加入します。
	民間企業等に就職	返 却	再就職先で交付されます。
再就職 しない	任意継続組合員になる	返 却 ※	任意継続の手続後、新しい証を ご自宅に郵送します。
	家族の扶養家族になる	返 却	家族の勤務先で手続してくださ い。
	国民健康保険に加入する	返 却	居住地の市区町村で手続してく ださい。

※ 任意継続保険に加入する方も、今までの組合員証（被扶養者証）は使えなくなります。
必ず返却をお願いします。

【資格喪失後に組合員証等を使用すると？】

医療機関から請求された保険適用の医療費（7割分等）を、共済組合が、医療機関に支払った後、元組合員ご本人に請求します。

なお、資格喪失後も組合員証を手元に持ち続けていると、医療機関が誤ってあなたの医療費を横浜市職員共済組合に請求した場合でも、実際に組合員証が使用されたのか、医療機関の誤りなのか共済組合ではわかりません。

そのため、医療機関の請求誤りでも、医療機関には医療費を支払い、その額を資格喪失者に返還請求することになってしまいます。（平成31年度 職員共済ガイドP31「第4給付以外1 医療費の返還請求（1）返還請求となる場合I」参照）

【資格証明書の発行】

所属の指定する日までに組合員証（被扶養者証）を返却した後、退職日までの間に医療機関を受診する場合は、組合員証に代わる「資格証明書」を発行します。所属の共済組合事務担当課を通じて共済組合へ依頼してください。

3 退職後、再就職する方の健康保険について

退職後に横浜市の短時間勤務再任用職員、会計年度任用職員になる方は、全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入となります。

また、民間企業等に再就職する方は、職場の健康保険（健康保険組合、全国健康保険協会（協会けんぽ）等）に加入となります。

いずれの場合も、加入手続や被扶養者に関する手続は、新しい勤務先が行います。

4 退職後、再就職しない方の健康保険について

本市を退職後、再就職しない方には次の3つの選択肢があります。

① 横浜市職員共済組合の**任意継続組合員**になる（任意継続制度）

② 国民健康保険に加入する。

国民健康保険への加入を希望する場合は、退職後 14 日以内にお住まいの市区町村の国民健康保険担当窓口で手続をする必要があります。保険料、加入手続等については、退職者本人がご自身でお住まいの市区町村の国民健康保険担当窓口へお問い合わせください。

③ ご家族が加入している健康保険（被用者保険）の被扶養者になる。

被扶養者となれるかどうかは、各保険者の判断です（申請しても、被扶養者として認定されないこともあります。）。それぞれの健康保険によって被扶養者の認定基準は異なりますので、あらかじめご家族を通じて確認してください。

②または③の方で、新しい健康保険へ加入するために横浜市職員共済組合の「資格喪失証明書」が必要となる方は、所属の共済組合事務担当課を通じて共済組合へ依頼してください。

5 横浜市職員共済組合の任意継続制度について

任意継続制度とは、退職後も横浜市職員共済組合の組合員資格を最長で2年間、継続できる制度です。

退職時に、共済組合の被扶養者として認定されていたご家族については、引き続き任意継続組合員の被扶養者とすることができます。

【加入条件】

任意継続制度に加入するには、次の条件を満たす必要があります。

条件① 退職日前日までで引き続き1年以上組合員期間があること

条件② 退職日から起算して20日以内に、横浜市職員共済組合に申請書が受理され、かつ、資格取得月の掛金を期日までに支払うこと

【掛金（保険料）の金額】

任意継続組合員は、退職前とほぼ同様の給付を受けられますが、掛金は事業主負担がなくなるため、退職時の掛金のほぼ倍額になります（上限があります。令和元年度の上限額は月額37,487円でした。）。

掛金は、退職時の標準報酬月額を基準に決定します。任意継続2年目の掛金も、退職時の標準報酬月額を基準に決定します。

令和2年度の掛金率は3月の組合会で決定します。

【掛金の納め方】

掛金は、納付書によりコンビニエンスストアで納付していただきます。
銀行、郵便局等の金融機関での払い込みや、口座引き落としはできません。

【申請手続】

任意継続組合員になるには申請手続が必要です。職員共済ガイドやホームページで、必ず詳細をご確認のうえ、必要書類をそろえて横浜市職員共済組合医療福祉課医療給付係へ庁内メールまたは郵送で申請してください（所属を経由する必要はありません。）。

○ 平成31年度 職員共済ガイド P89～

○ 横浜市職員共済組合ホームページ（任意継続組合の資格取得について）

<http://yokohama-kyosai.or.jp/wp-content/uploads/sites/48/ninkeisyutoku.pdf>

○ 任意継続組合員資格取得申出書：用紙は↓からダウンロードできます】

http://yokohama-kyosai.or.jp/wp-content/uploads/sites/48/t_nini.pdf

Q 任意継続の手続は退職後でなければできませんか？

A 任意継続組合員の申請は、退職日の属する月の1日から受け付けています。

3月31日付退職者の申請は3月1日から受け付けます。

ただし、事前受付をした場合でも新しい組合員証と掛金の納付書は、退職日以降にご自宅へ簡易書留で届きます。

3月31日付退職者の方は、4月17日（令和2年4月19日が日曜日であるため）までに申請書が横浜市職員共済組合で受理されないと任意継続組合員になることができません（郵送の場合は必着）。なるべく事前に申請していただくことをお勧めします。

その他、職員共済組合の事業に関しては、

平成31年度

横浜市職員共済組合ウェブサイト

職員共済ガイド

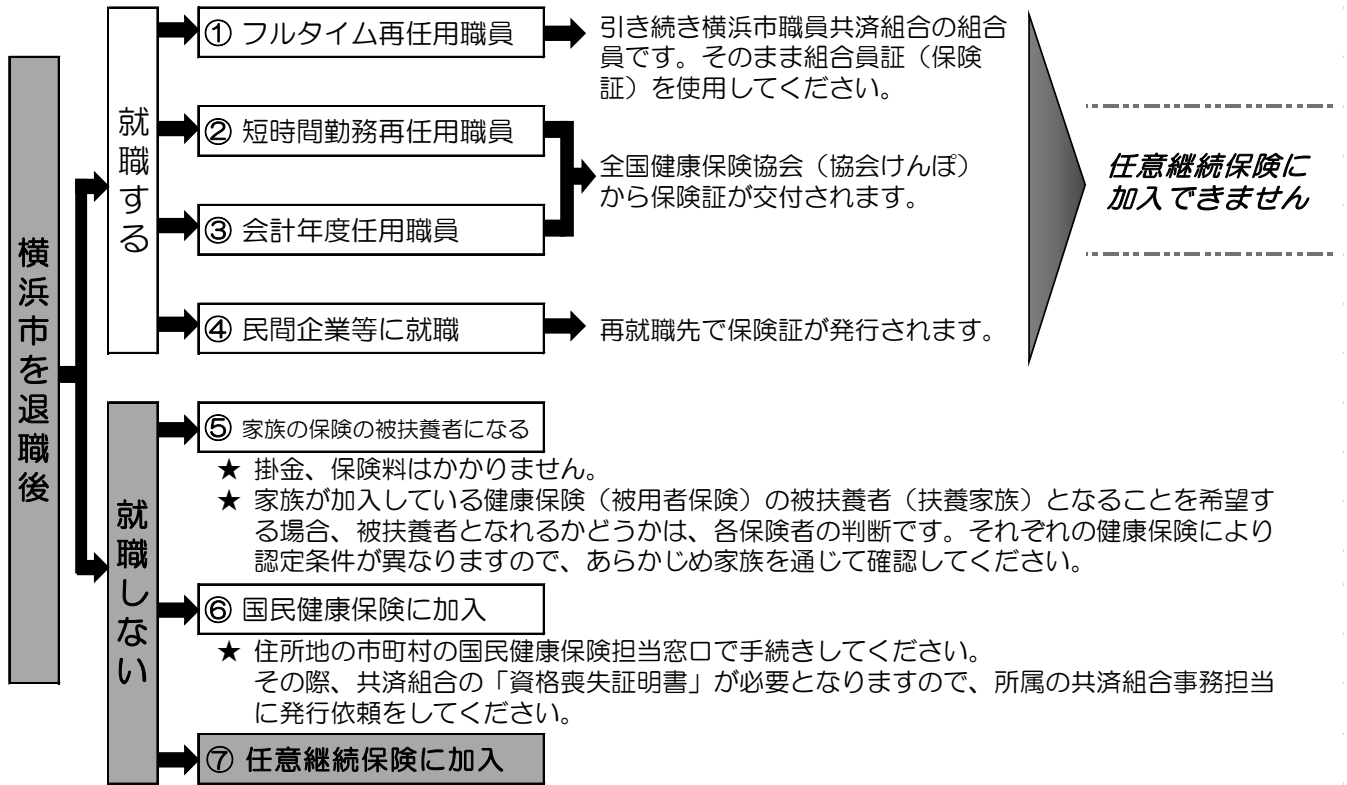
または

<http://yokohama-kyosai.or.jp/>

をご覧ください。

任意継続組合員の資格取得について（令和元年度末退職者用）

任意継続組合員とは、退職後も引き続き横浜市職員共済組合の組合員とみなされる制度です。
詳しくは以下をお読みください。下図の①～⑥に該当する方は、申し出なされないようご注意ください。



1 任意継続組合員の資格要件

◎退職日の前日までに引き続き1年以上 組合員であった方。

- ・ 3月末退職者の任意継続組合員の申出書は、3月2日（月）から受け付けます。なるべく3月中に申出してください。
- ・ 退職日から起算して20日以内（令和2年3月31日退職者の場合、4月17日（金）まで）に申出書が共済組合で受理されないと任意継続組合員になれません。

2 申出に必要な書類

(1) 「任意継続組合員資格取得申出書」

横浜市職員共済組合HP (<http://yokohama-kyosai.or.jp/>) 「申請書一覧」 > 「医療（短期給付）任意継続関係」 > 「50 任意継続組合員資格取得申出書」からダウンロードできます。

(2) 「郵便切手」（組合員証、納入通知書をご自宅あてに簡易書留郵便で送付するのに使用します。

切手の種類はなるべく最小限にしてください。）

- ・ 掛金毎月払込希望の場合…460円分
- ・ 掛金前納（1年分・半年分）払込希望の場合…414円分

【以下は、退職時に被扶養者として認定されている方を、引き続き被扶養者とする場合に提出】

- (3) 「住民票（続柄記載のある世帯全員のものでマイナンバーの記載のないもの）」
- (4) 被扶養者の「課税証明書（全件用、直近のもの）」…収入のない20歳未満の生徒・学生は不要
- (5) 被扶養者に収入がある場合は「収入の確認できる書類（年金振込通知、直近3か月分の給与明細書等のコピー）」
- (6) 「学生証のコピー」…被扶養者が大学生、専門学校生の場合

3 申出書の提出方法

庁内メールまたは郵便で職員共済組合医療福祉課あてお送りください。

4 加入期間

- (1) 退職日の翌日から2年間。
- (2) 次の場合は加入期間内でも任意継続組合員の資格を喪失します。
 - ア 再就職し、他の共済組合の組合員、健康保険組合などの被保険者になったとき
 - イ 死亡したとき
 - ウ 任意継続掛金を期日までに払い込まなかったとき
 - エ 後期高齢者医療制度の被保険者等となったとき
 - オ 任意継続組合員でなくなることを希望し、その申出が受理されたとき
(オの場合、申出が受理された日の属する月の翌月1日で資格を喪失します。)
- (3) 初回の掛金を払込期日までに払わなかった場合は、任意継続組合員にならなかったものとみなします。

5 掛金の算出方法

令和2年度任意継続組合員の掛金は、退職時の標準報酬月額と令和元年9月30日の全共済組合員の標準報酬月額の平均額(基準額)のどちらか低い額に掛金率を乗じたものが1か月分の掛金額となります。

【参考：令和元年度】

基準額：440,000円	任意継続掛金の上限額(月額) 37,487円
短期掛金率：70.72/1000	(短期掛金 31,116円、介護掛金 6,371円)
介護掛金率：14.48/1000	

- ・ 標準報酬月額の平均額と掛金率は毎年度改訂されます。
(令和2年度の掛金率は3月中旬の組合会で決定します。)
- ・ 在職時と異なり、事業主負担がなくなるため全額自己負担になります。(掛金率は在職時の2倍)
- ・ 介護掛金は40歳以上65歳未満の方について徴収します。

6 掛金の払込方法

納入通知書を組合員証とともにご自宅に郵送しますので、コンビニエンスストアでお支払いください。金融機関での払い込みや、口座振替はできません。

払込方法は、次の(1)～(3)の中からお選びください。なお、納入通知書は一年度分(4月から翌年3月まで)ごとにお送りいたしますので、年度の途中で払込方法を変更することはできません。

- (1) **毎月払い** (加入月翌月以降分の払込期限は当該月の前月末日です。)
 - (2) **半年前納** (割引あり。加入月翌月以降分の払込期限は加入月の末日と9月30日、翌年度分は3月31日と9月30日です。)
 - (3) **1年前納** (割引あり。加入月翌月以降分の払込期限は加入月の末日、翌年度分は3月31日です。)
- ※ 加入月分(初回の払い込み)の払込期限は、退職日から起算して20日後です。

7 給付金

給付金(高額療養費、一部負担金払戻金、家族療養費附加金)は「任意継続組合員資格取得申出書」に記入された任意継続組合員名義の口座に振り込みます。

8 その他

任意継続組合員証、被扶養者証及び掛金の納入通知書は、ご自宅あてに簡易書留で郵送します。在職時の組合員証、被扶養者証は所属または職員共済組合医療福祉課に返却してください。

〒231-0017 横浜市中区港町1-1
横浜市職員共済組合医療福祉課 任意継続担当 TEL045-671-3402

(注意)この申出書は、退職日から起算して20日以内に共済組合へ提出してください。

任意継続組合員資格取得申出書

組合員証の記号・番号	100	—						
組合員氏名	(フリガナ)		男・女	生年月日				
			昭和 平成	年	月 日			
住所 <small>(※組合員証等を郵送しますので正しくご記入ください)</small>	(郵便番号 —)							
	電話番号 (—)							
退職時の所属								
任意継続組合員資格取得日	※退職日の翌日を記入してください							
	令和	年	月	日	(令和 年 月 日 退職)			
退職時の標準報酬月額	標準報酬月額 級				円			
掛金払込方法	※希望する払込方法の番号に○印をつけてください							
	1	毎月払い	2	半年分前納	3 一年分前納			
給付金が生じたときの振込先 <small>(※本人名義の口座を記入してください)</small>	銀行		支店					
	信用金庫		出張所					
	金融機関コード	口座番号		支店コード				
普通預金								
被扶養者 (※退職時に被扶養者として認定されている家族を引き続き被扶養者とする場合に記入)								
被扶養者氏名	性別	続柄	同居 別居	生年月日	収入			
					種類 (年金・給与等)	向こう1年間の 推計額		
	男・女		同・別	昭和 平成 令和	年	月 日		
	男・女		同・別	昭和 平成 令和	年	月 日		
	男・女		同・別	昭和 平成 令和	年	月 日		
	男・女		同・別	昭和 平成 令和	年	月 日		
承諾事項	1. 任意継続掛金を払込期限までに払い込めないときは、任意継続組合員資格を喪失すること。 2. 住所、氏名、振込先口座、被扶養者等の届出事項に変更が生じた場合は、ただちに届出すること。 3. 資格を喪失した場合は、直ちに組合員証、被扶養者証を返納すること。 以上、承諾します。							
地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定に基づき、任意継続組合員の資格を取得したいので上記のとおり申し出ます。								
横浜市職員共済組合理事長								
令和 年 月 日								
申出者					印			

注1 3/31～10/31に退職する方で掛金の毎月払いを選択した方は、460円分の郵便切手を添付してください。
11/1～3/30に退職する方、または掛金の前納を選択した方は、414円分の郵便切手を添付してください。

注2 ご家族を引き続き被扶養者とする場合は、住民票・課税証明書等の添付が必要です。必要書類を職員共済ガイドで確認されるか共済組合へお問い合わせください。

共済記入欄(申出者は記入しないでください)

掛金の算定の標準となる額	円
--------------	---

(R元年9月版)